

埼玉県生涯現役実践助成金交付要綱

平成29年3月28日決裁

(目的)

第1条 県は、シニアが自分の意欲や希望に合わせて働き、共に社会の担い手として活躍できる社会を実現するため、雇用者が生涯現役として働くことが可能となる措置を行う企業等に対し、予算の範囲内において助成金を交付する。

2 前項の助成金の交付に関しては、補助金等の交付手続等に関する規則（昭和40年埼玉県規則第15号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この交付要綱に定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱における用語の定義は、次の各号に掲げるとおりとする。

一 企業等：埼玉県内に主たる事業所を有する企業、法人、団体等で法人格を有するものとする。ただし、埼玉県内に従たる事業所のみを有する企業等で、当該従たる事業所が第4条に定める助成事業を実施する権限を有するものを含む。

二 常用雇用者：期間を定めずに雇用されている者又は1か月を超える期間を定めて雇用されている者で、申請日において継続して1年を超えて雇用されている者をいう。

(助成事業者)

第3条 助成を受けることができる者は、次の各号のすべてに該当する企業等とする。

一 申請日において、埼玉県内の事業所に勤務する常用雇用者が10人以上であり、そのうち雇用保険の被保険者で、正社員又は定年後の継続雇用者である60歳以上の者が1人以上いること。

二 申請日において、埼玉県内の事業所に勤務する常用雇用者のうち、5年以内に定年年齢に達する正社員が1人以上いること。

三 申請日において、この要綱に定める助成金を受給したことがないこと。

四 労働基準法（昭和22年4月7日法律第49号）第89条に規定する就業規則を作成し、所轄の労働基準監督署に届け出ていること。

五 埼玉県シニア活躍推進宣言企業認定制度実施要領（以下、「宣言企業実施要領」という）により、シニア活躍推進宣言企業の認定を受けている企業等で、宣言企業実施要領第3-1に定める認定基準のうち、(2)～(6)について実施済みの取組が2つ以上あること。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する企業等は助成を受けることができない。

一 この要綱に定める助成金と趣旨を同じくする国又は他の地方公共団体等が交付する助成金等を受給したことがある企業等

二 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。）又は暴力団関係者（埼玉県暴力団排除条例（平成23年埼玉県条例第39号）第3条第2項に規定する暴力団関係者をいう。）が

代表者又は役員となっている企業等

三 宗教活動や政治活動を主たる目的とする企業等

四 法人税、法人県民税、法人事業税、消費税及び地方消費税等納付すべき税金の滞納がある企業等

五 公序良俗に反する事業を行っている企業等

六 青少年の健全育成上ふさわしくない事業を行っている企業等

七 偽りその他不正の行為により本来受けることのできない補助金の支給を受け、又は受けようとしたことにより、交付申請時に補助金の不支給措置がとられている企業等

八 交付申請日の時点で、労働関係法令違反がある企業等

九 国、地方公共団体、独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第4項に規定する行政執行法人及び地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第2項に規定する特定地方独立行政法人

十 その他県が適当でないと認めた企業等

(助成事業)

第4条 助成の対象となる事業は、次の各号に掲げるとおりとする。ただし、交付決定の日から第13条に定める実績報告書の提出の日までの間に就業規則を改正し、管轄の労働基準監督署に届け出ることを要する。

一 定年の廃止

二 定年の70歳以上への引上げ（ただし、定年年齢の引上げが5歳以上であること。）

三 希望者全員を対象とする75歳以上まで継続雇用する制度の導入又は継続雇用の上限年齢の75歳以上への引上げ（ただし、継続雇用の上限年齢の引上げが5歳以上であること。）

(交付額の算定方法)

第5条 この助成金の交付基準額は、次の各号に掲げるとおりとする。

一 埼玉県内の事業所に勤務する常用雇用者数が10人以上29人以下
50万円

二 埼玉県内の事業所に勤務する常用雇用者数が30人以上49人以下
130万円

三 埼玉県内の事業所に勤務する常用雇用者数が50人以上99人以下
180万円

四 埼玉県内の事業所に勤務する常用雇用者数が100人以上
200万円

2 交付額は、予算の範囲内で、前項各号に定める額に1を下回る率を乗じたものとしてすることができる。

(交付の条件)

第6条 この助成金の交付の決定には、次の各号に掲げる条件が付されるものとする。

一 助成事業の内容の変更をする場合には、知事の承認を受けなければならない。

二 助成事業を中止し、又は廃止する場合には、知事の承認を受けなければならない。

三 助成事業が予定の期間内に完了しない場合又は助成事業の遂行が困難になった場合には、速やかに知事に報告してその指示を受けなければならない。

四 助成事業完了後5年が経過するまでは、定年年齢を引き下げるなど、助成事業を下回る措置を行ってはならない。

五 前号により付した条件に違反した場合は、助成金の全部又は一部を県に返還させることがある。

(申請手続)

第7条 規則第4条第1項の申請書の様式は、様式第1号のとおりとし、その提出期限は、毎年度別に定めるものとする。

2 規則第4条第2項第二号から第五号までに掲げる事項に係る書類の添付は要しない。

(交付決定の通知)

第8条 規則第7条の交付決定通知書の様式は、様式第2号のとおりとする。

(助成事業の着手及び遂行)

第9条 助成金の交付を受けようとする者は、交付決定の後でなければ助成事業に着手することができない。

(変更申請手続)

第10条 この助成金の交付決定後に助成事業の内容を変更をするときは、あらかじめ様式第3号の申請書を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

2 知事は、前項に基づく計画の変更を承認したときは、様式第4号の通知書を交付するものとする。

(中止等申請手続)

第11条 この助成金の交付決定後の事情の変更により、助成事業の全部又は一部を中止し、若しくは廃止しようとするときは、あらかじめ様式第5号の申請書を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

2 知事は、前項に基づく助成事業の中止又は廃止の申請を承認したときは、様式第6号の通知書を交付するものとする。

(状況報告)

第12条 助成事業者は、知事の要求があったときは、助成事業の遂行状況について、当該要求に係る事項を書面で知事に報告しなければならない。

(実績報告)

第13条 規則第13条の報告書の様式は、様式第7号のとおりとする。

2 助成金の交付を受けようとする助成事業者は、事業完了（事業の中止又は廃止の場合も含む）後15日以内又は3月1日のいずれか早い期日までに、前項の実績報告書を知事に提出しなければならない。

3 前2項に定める実績報告書には、管轄の労働基準監督署に届け出た、改正後の就業規則の写しを添付するものとする。

(助成金の額の確定の通知)

第14条 規則第14条の規定による助成金の額の確定は、様式第8号により行うものとする。

(助成金の支払)

第15条 助成金の支払は精算払によるものとする。助成事業者は、補助金の交付を請求するときは、様式第9号の請求書を知事に提出しなければならない。

2 知事は、前項に規定する請求書の提出があったときは、速やかに補助金を交付するものとする。

(決定の取消し等)

第16条 知事は、助成事業実施期間中に、助成事業者が助成金の受給に関し不法又は不正な行為を行ったことが明らかになった場合は、助成金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

2 前項の規定は、第14条の助成金額確定通知又は第15条の請求による助成金の交付を行った後においても、適用があるものとする。

3 規則で定める補助金等の返還、加算金及び延滞金は第1項又は前項の規定による取消しをした場合について準用する。

(書類の整備)

第17条 助成事業者は、助成事業に係る収入及び支出等を明らかにした帳簿を備え、かつ、当該収入及び支出等についての証拠書類を整備保管しておかなければならない。

2 前項に規定する帳簿及び証拠書類は、当該助成事業の完了の属する会計年度の翌年度から5年間保管しなければならない。

(その他)

第18条 この要綱に定めるもののほか、実施について必要な事項が生じた場合には、その都度、別途定める。

附 則

この要綱は、平成29年度分の助成金から適用する。

附 則

この要綱は、平成30年度分の助成金から適用する。

附 則

この要綱は、平成31年度分の助成金から適用する。

附 則

この要綱は、令和2年度分の助成金から適用する。

附 則

この要綱は、令和3年度分の助成金から適用する。